

令和8年度京都市スマイルママ・ホッと事業（アウトリーチ（訪問型）） 委託業務に関する公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要及び基本事項

(1) 件名

令和8年度京都市スマイルママ・ホッと事業（アウトリーチ（訪問型））委託業務

(2) 業務内容

別紙1「令和8年度京都市スマイルママ・ホッと事業（アウトリーチ（訪問型））委託業務仕様書」
のとおり

(3) 契約期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

※なお、利用者の当該サービス利用開始時期は、令和8年8月1日を予定しており、契約締結後から令和8年7月末までの期間はサービス開始までの準備期間とするもの。

(4) 委託金額の価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ア サービス提供に係る委託料単価【固定】：13千円/回

※利用件数が想定を上回る場合には、本市からの申し出に応じて、人員体制を拡充する等、必要な措置を取ること。なお、利用実績が想定を下回った場合であっても本市に責はなく、利用を保証するものではない。

イ 各種取りまとめを行うことによる事務委託料【上限】：4,000千円/年

(5) 委託業務の費用の負担区分

別紙2「令和8年度京都市スマイルママ・ホッと事業（アウトリーチ（訪問型））委託業務契約書（案）」
のとおり

2 参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者であり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 本事業の主旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。
- (4) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマーク又はISO27001を取得し、現在も保持していること。
- (5) 京都市内に本店、支店、営業所又は事務所を有すること。
- (6) 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
- (7) 市町村民税、固定資産税及び事業所税の未納がないこと。
- (8) 法令の規定により、当該営業について、免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。

3 参加手続

プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり、参加表明書等を郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参することにより提出してください。

(1) 参加表明書等の提出

ア 提出資料

(ア) 参加表明書（様式1）

(イ) プライバシーマーク又はISO27001を取得していることが分かる書類

(ウ) 会社概要が分かる書類（パンフレット等）

イ 提出部数

上記アの提出書類 各2部

ウ 提出場所

「10 問合せ先及び提出先」 参照

エ 提出期限

令和8年5月11日（月）午後5時まで（必着）

(2) 参加表明書等の無効

参加表明書等が次に掲げる場合に該当するときは、参加の対象外とし、電子メール又は書面により、その旨を通知します。

ア 「2 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

4 質問及び回答

(1) 質問者の資格

本要領に対して質問ができるのは参加表明書を提出した者に限ります。

(2) 質問方法

質問は、「10 問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレスに、「【プロポーザルの質問】令和8年度京都市乳幼児健康診査事務処理等に係る業務委託」と件名を記入したうえで、電子メールで提出してください。電話での質問は一切受け付けません。

(3) 提出期限

令和8年4月27日（月）午後5時まで

(4) 回答

令和8年5月15日（金）までに、参加表明のあった方全員に対して回答を電子メールで送信します。なお、回答内容については、本要領の追加又は修正とみなします。

5 企画提案書等の提出

企画提案書等は、別紙3「プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき作成し、郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参により提出してください。

(1) 提出書類

企画提案書と見積書

(2) 提出場所

「10 問合せ先及び提出先」 参照

(3) 提出部数

使用印鑑を押印したもの 1部

使用印鑑を押印しないもの 4部

(4) 提出期限

令和8年5月20日（水）午後5時まで（必着）

(5) 企画提案書等の無効

企画提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、選定の対象外とし、電子メール又は書面によりその旨を通知します。

- ア 「2 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
- イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
- ウ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合
- オ 見積金額が記載されていない場合又は記載された見積金額が委託金額の上限価格を超えている場合

6 選定について

(1) 選定方法

提出された企画提案書に基づき、受託候補者選定委員会が審査を行い、選定する。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じません。

なお、必要に応じて提案者には、ヒアリングを実施する可能性がある。その場合受託候補者に個別に連絡します。また、評価結果が最低選定基準に満たない場合、プロポーザルを再度実施します。

(2) 評価項目

別表「令和8年度京都市スマイルママ・ホッと事業（アウトリーチ（訪問型））委託業務提案に関する選定基準」参照

(3) 選定結果の通知

選定結果については、選定後、提案者全員に電子メール又は書面により通知するとともに、本市ホームページに公開します。なお、選考の経過等に関する問い合わせには応じません。

7 契約について

(1) 基本事項

受託候補者の選定後、委託内容、契約金額等については受託候補者と協議を行い、合意に達した場合に契約を締結します。受託候補者が、契約内容に合意できない場合は、審査の結果の順位に従って協議を行います。

選定された受託候補者は、業務委託の開始時まで、委託業務の実施方法の詳細について本市と協議のうえ、必要な準備を完了することとします。

受託候補者として選定されてから委託開始までの期間を業務委託準備期間とし、この期間に発生する費用は受託候補者の負担となります。

なお、以下の要件に該当する場合は、選定を取り消します。

- ア 応募資格を有すると偽った場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 委託内容経費等について協議不調の場合

契約期間終了後においても、本事業に係る会計実地検査、監査等が行われる場合は、受託候補者は協力することとします。

(2) 契約期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

※なお、利用者の当該サービス利用開始時期は、令和8年8月1日を予定しており、契約締結後から令和8年7月末までの期間はサービス開始までの準備期間とするもの。

(3) 再委託について

受託候補者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託することはできません。また、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に本市に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければなりません。

さらに、その場合、当該再委託先に対し、仕様書に定める受託候補者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本市に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うことになります。

8 留意事項

(1) 提出書類

- ア 提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- イ 提出書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- ウ 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、一切受け付けません。
- エ 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しません。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがあります。
- オ 提出書類の返却は行いません。
- カ 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- キ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。
- ク 提出書類については、京都市情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。

(2) その他

- ア 参加表明書の提出後、このプロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式2）を提出してください。
- イ 公募手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限ります。
- ウ 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとします。
- エ 受託候補者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託候補者が賠償の責任を負うこととします。

9 スケジュール

日時	内容
令和8年5月11日（午後5時まで）	参加表明書受付締切
令和8年4月27日（午後5時まで）	質問受付締切（5月15日までに回答）
令和8年5月20日（午後5時まで）	企画提案書受付締切
令和8年5月下旬	受託候補者決定
令和8年6月1日	契約締結（業務委託開始）

10 問合せ先及び提出先

〒604-8571

都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地北庁舎5階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 母子保健担当（担当：寺山）

電話：075-222-3939

FAX：075-251-1133

メール：kodomokateisien003@city.kyoto.lg.jp

※ 選定基準、様式1、2、別紙1～3の各種様式については、本市ホームページからダウンロードできます。